

## 関生園 介護予防短期入所生活介護施設 利用料金表

令和6年8月1日より

	単価	負担段階	サービス提供体制加算Ⅰ	居住費	食費	合計金額 (1割負担)	合計金額 (2割負担)	合計金額 (3割負担)
要支援1	529	第1段階	22	880	300	1,731	2,282	2,833
		第2段階		880	600	2,031	2,582	3,133
		第3段階①		1,370	1,000	2,921	3,472	4,023
		第3段階②		1,370	1,300	3,221	3,772	4,323
		第4段階		2,066	1,445	4,062	4,613	5,164
要支援2	656	第1段階	22	880	300	1,858	2,536	3,214
		第2段階		880	600	2,158	2,836	3,514
		第3段階①		1,370	1,000	3,048	3,726	4,404
		第3段階②		1,370	1,300	3,348	4,026	4,704
		第4段階		2,066	1,445	4,189	4,867	5,545

### 〈負担軽減〉

- ・第1段階：住民税非課税世帯で預貯金等が単身1000万以下、夫婦2000万以下の老齢福祉年金受給者または生活保護受給者。
- ・第2段階：住民税非課税世帯で預貯金等が単身650万以下、夫婦1650万以下の前年合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方。
- ・第3段階①：住民税非課税世帯で預貯金等が単身550万以下、夫婦1550万以下の前年合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方。
- ・第3段階②：住民税非課税世帯で預貯金等が単身500万以下、夫婦1500万以下の前年合計所得金額+年金収入額が120万円超の方。
- ・第4段階：住民税課税世帯の方。

### 〈所得による負担割合〉

- ・本人が65歳以上で住民税非課税、又は住民税課税で本人の合計所得金額が160万円未満の方と64歳未満の方は1割負担となります。
- ・本人が65歳以上で住民税課税、合計所得金額が160万円以上220万円未満で年金その他合計所得金額が単身280万以上、又は65歳以上の方が2人以上いる世帯で346万円以上は2割負担、本人の合計所得金額が220万円以上で年金その他合計所得金額が単身340万以上または65歳以上の方が2人以上いる世帯で463万円以上の方は3割負担になります。

### 〈別途料金〉 ※2割～3割負担の方は下記加算の2～3倍の金額となります。

- ・送迎費片道：184円。※一関市、平泉町地域で時間帯は9:00～17:00
- ・介護職員処遇改善加算Ⅰ：介護保険利用単位数に8.3%を乗じた額が加算されます。①
- ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ：介護保険利用単位数に2.7%を乗じた額が加算されます。②
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算：介護保険利用単位数に1.6%を乗じた額が加算されます。③
- ・介護職員等処遇改善加算Ⅰ：令和6年6月1日より①～③が一本化され、介護保険利用単位数に14.0%を乗じた額が加算されます。
- ・食費は、朝食400円、昼食545円、夕食500円の利用予定分がかかります（第4段階の方）。
- ・その他について、別途料金がかかる場合は契約時に説明致します。